時事新報定價
一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇月前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送遞スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ送料ヲ申受ク
新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價週送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇月前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送遞スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ送料ヲ申受ク
新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

時事新報

貧民の保險貯蓄

社會は貧富の劇場にして文明の進歩と與に其等差次第に分れ幸なるは隻手を以て鉅億の產を造れども不幸あるは一家數口の腹を滿すに物なくして飢餓旦夕に迫りその差愈々隔絕して殆んど際限なきが如し要するに優勝劣敗の作用にして人事の數の免かれ難き所あらんと雖も公衆全體の利害より考ふる時は畏るべきの弊なきあらず即ち貧者は富者を敵として其財產を分たんとする輿論よりしてこれが爲めに社會現在の組織を變革し所有均一の法を設く可しと主張し甚しきに至りては公然たる破壞手段を用ゐるもの是なり近來西洋諸國にストライキと唱へ職工の相連合して其業を中止し以て雇主を困しむるも其一例あらん開く所を以てするに職工同盟は猶は臨時の祭禮の如き者にして今は殆んど歐米一般の流行と成り彼輩の常に之を行ふ所以は唯、一時の不平を慰むる手段に過ぎずと云ふ元來貧富の爭は於て雇主に最後の勝を制せらるゝは勿論にして特に飢餓旦夕を保つ能はざる貧民なれば一日の業を休むすら容易ならざるに況して數日を空過するに於ては糧食缺乏の爲めにも同盟維持の策、行はれずして敗北たるや疑なし此理由は職工自ら悟らざるに非ずと雖も此手段に據らざれば己れの不平を慰むる能はざるが故に不利敗北と知しながら腹癒の爲めに之を行ふ者なるべし要するに職工同盟の行はるゝは貧富不平均の著しき證據にして社會黨共產黨の如きは更にその罪を現在の社會に歸し其組織を改むるに非ざれば人民の幸福を進むる能はずと爲し以て破壞說を唱ふるに至れり社會主義共產主義と能工同盟とは同一あらずと雖も由て起る所の原因は貧富不平均の爭にして只五十步百步なるのみ

社會主義の最も行はるゝは日耳曼にして近年殊に其勢の盛なるより政府は頻に之を憂ひ撲滅の手段を講ずれども成功なければ竟に一策を按じ國家保險の政略を布きたるは千八百八十一年の事にして即ち政府の力を以て貧富懸隔の差を少なからしめんが爲めに其法を第一病氣、第二怪我、第三老衰の三に分ち職工保險の道を立てたり此三法は未だ遽く實行に至らざれども一千八百八十三年初めて病氣保險の法を布き邦て職工たる者は已れの賃錢より若干宛を積立て之を政府に預けしめ其翌八十四年には更に雇主に命ずるに職工の爲に怪我保險の負擔を以てし殊に危險多き職業に關して嚴命を布き翌八十五年に至り更に尋常の職工にても同しく雇主より其保險料を拂はしめ終に其法を社會一般に推及し遂に國家の文官のみならず陸海軍人にも同しく保險の法を設けしめたり

ビスマルグの見る所に於ては官吏軍人も夫れ〳〵其業に依て衣食する者なるが故に均しく職工と看做して保險を爲さしめたる次第ならんと雖も官吏軍人の所得は尋常職工の比にあらず隨て保險の法もまた異なる可きは論を俟たず即ち職工の病氣保險は其給料の內より積立を爲さしむれども怪我保險は雇主に於て特に其負擔に當るの法は移して以て官吏軍人に當ゆむ可きに非ず依て此邊に適宜の法を設け尙は國民保險の基礎を固むるが爲めに帝國保險局を設け日耳曼皇帝其局員を勅撰し民撰の委員と相會して事を執らしめ其法頗る繁密なり發令の初には成功覺束なかるべしと懸念もありしに爾來の成績を見れば多少の眞果なきに非ず但し國家保險の策に據て全く社會主義の蔓延を防ぐに足るや否は疑はしき所なれども元來保險の目的は平生少額の金を節し以て不時の需に應ずる準備にして其効は貯蓄の上に在る者あり貯蓄は各人の隨意にすれば怠り勝あるのみならず貧民社會に至りては時に多少の金を餘すも直に之を浪費して懷中常に一錢を遺さず又若干の貯蓄は出來得る職工にても多年の習慣なれを許さずして能く節儉の効を奏したるは至て稀なり故に政府に於て國家保險の事を管理し職工の爲めに其賃錢中の若干部分を貯蓄せしむるは尊迫に似たれども元來貧者の爲めに利益を謀る深切厚意の事業なれば政府の壓制とのみ云ふべからず且つ雇主をして貧民に代りて保險料の一半を拂はしむるは富者の富を割て之を貧民に分ち與ふる次第あれば貧富均一の點に於ても職工の不平を慰むるに足る可し只困難あるは生命の保險にして病氣と云ひ怪我と云ひ之を遺くる容易なれば保險の金額も至少にして可なりと雖ども生命保險は然らずして年に前後の差異あるをもれ一度は其拂渡を要する者なるが故に保險の料は高價ならざるを得ず故に日耳曼政府は施行の方法に苦心したれども其手段の宜しきを得るに於ては病氣怪我二樣の保險に比して貧民の利益更に大なる可きを信じ生命保險に限りては故さらに拂込の金を少うして更に政府より相當の保護を與ふる考案ありと云へり

（未完）

官部

○內務省令第一號

第一條　從來各府縣下ニ存在スル公共ノ財產ニシテ府縣會區町村會及水利土功會ノ議定ニ付セサルモノハ其管理方法又ハ名義ノ如何ニ拘ラス府縣知事ニ於テ其管理者又ハ關係者ノ意見ヲ聞キ其所屬ヲ定メ自今府縣會若クハ區町村會ノ議定ヲ經テ府縣知事若クハ郡區長戶長ニ於テ之ヲ管理スヘシ

第二條　前條ノ財產ニシテ地方稅又ハ區町村費ト經濟ヲ異ニスルノ必要アルモノハ議會ノ決議ニヨリ別ニ經濟ヲ立ツルコトヲ得

第三條　公益ニ供スル爲メ有志人民ノ協力ヲ以テ設立シタル學校病院ノ類ハ府縣立ノ名義ヲ附シ府縣知事ニ於テ之ヲ管理スルモ本令第一條ニ據ルノ限ニ在ラス

明治廿二年一月廿四日　內務大臣伯爵松方正義

各官廳

內閣訓令

太政官達第百十九號（明治八年七月七日）

凡ソ官吏タル者官報公告ヲ除クノ外新聞紙又ハ雜誌雜報等ニ於テ私ニ一切ノ政務ヲ敍述スルコト不相成候條此旨相達候事

但百般學科ニ係ル敍述ハ此限ニアラス

太政官達（明治十二年五月九日）

凡ソ官吏タル者其職務ニ係ル外政談講學ヲ目的トシテ公衆ヲ聚メ講談演說ノ席ヲ開ク等不都合ノ儀ニ付右等ノ儀無之樣各長官ニ於テ取締可致此旨相達候事

○農商務省訓令第四號

自今左記ノ鑛物日本坑法第三款所屬トシテ取扱候條從前下付シタル試掘借區分此際返納セシムヘシ

明治廿二年一月廿四日　農商務大臣伯爵井上馨

陶土　耐火粘土　石版石　瑪瑙　石綿　金剛砂　雲母　石膏　鹹泉

○內外交涉民事訴訟件數　神奈川縣に於て昨年一月より十二月三十一日に至るまで添狀を付し各國領事へ照會せし本邦人より外國人に對する民事訴訟は六十九件にして前年より繰越二十二件通計九十一件あり之を國別すれば英國人に對するもの三十六件、米國人に對するもの十六件、清國人に對するもの十六件、佛國人に對するもの十件、獨國人に對するもの六件、葡國人に對するもの二件、和蘭及瑞西人に對するもの各々一件なり又其結果を類別すれば本邦人の直に決するもの三十七件、曲に決するもの八件、示談十二件、願下三件、却下二件、中止一件、未決二十八件なり

○全國大豆及粟產額　一昨二十年全國（沖繩縣を除く）大豆及粟の產額並に其作付段別は大豆產額三百二十五萬三千七百九十石此作付段別四十六萬六千三百十五町二段步、粟產額二百五十七萬四千八百五十石此作付段別二十四萬三千三百六十七町五段步にして其道府縣別は左表の如し（農商務省）

（表は略す）

○金宏集氏辭職　朝鮮國左議政金宏集氏は就職以來辭表を呈するまと既に三度に及び遂に允許を得て其職を退きたる旨去月三十一日の朝報に掲載せりと本月九日附を以て在京城公使館より報告あり（外務省）

○廣東扶私　清國福州居留本邦人一名去る一日より發腸窒扶私を罹り同八日死亡せり但し他に傳染の模樣なしと去る十日附を以て在福州領事館より報告あり（外務省）

雜報

○ナヤムバリン氏　倫敦發の近報に依れば英國議會自由黨の領袖ナヤムバリン氏はサックヴヰル氏の後を襲いで米國駐在の英國公使に任ずるあらんとの說確實なるが如しと

○利息低減の兆し　目下日本銀行にて定めある利息は六分六厘にして昨年末より當春に掛けて金融頗る緩かなりしにぞ本月初旬に至り六分八厘より右の割合に改め其後日數未だ多からざれども市場猶は忙しからざるのみならず季節さへ二三四月に向ひしかば今更に利息を引下ぐるやの計畫もあるよし今二十五日同行にて七分利付公債二百萬圓償却の抽籤を行ひし後には六分までには改めざるも三厘下げて六分三厘位には改正あるべしと云へり

○日本の新殖民地　先年來日本人民が布哇に移住して頗る成績の擧り好評を得たるまと又桑港及其近傍に於ける日本人の等役者が勤勉なるまを以て米國人民は頗に支那人を放逐して其代りに日本人を入れんとの目論見居るもあり又加那陀地方の人民が廣漠たる原野を開拓せんが爲め日本人の等役を慕さんと務むるもあり又白耳國は人口の稀少にして漸次國力の衰廢を來したるより是又本邦人の移住を願望して止まず若し日本人の來住するともあらば出たる趣きなれども頗に布哇國の如く今度彼國際國の一ヶ列する次第なれば又我人民の日は在りてはあるまじきなるべしとなん

○鐵道の敷設　肩馬背の困難地方には種々費は其地方の名を得る鐵道の開通に鐵道敷設の費元々あり戶鐵道開業式の話の未扱水れり去りなく樣の事あり來し上は是非べらずと言べければ也を起し殖產興業の目的に在來の產に產物を出せる處なるが しく一方にはひながら會社て す時も足、金智力のあらども今年は資めず未だ容易失敗せば部有志者あり成門立て以て と工風を廻す利川して異主以來無比とも本紙より掲載落は四區內に區若くは二區大部落と聞へる人名を聞く門田利助、野通、五代龍作、松屋二郎、矢田桂藏の諸氏は和田半兵衛、森作太郎、細原清幸七、

雇人廣告
書通綴遞語或ハ英語ヲ解シ管ヲ外人ニ使用サレシ人ニテ「ボーイ」トシテ外人ノ家ニ雇入ヲ望ム人ハ鎌地伊理斯商社ヘ至急申込アレ

神學生募集
來ル二月二日本科及像備科入學試驗執行致シ候間志願者ハ同日マテニ學業履歷書ヲ添ヘ駿河國鈴木町十二番地スピンチル氏方宣教師ヘ申込且試驗科目等御一覽アルベシ

本校寄宿生徒中突然麻疹相發シ候ヨリ付傳染豫防の爲本日より十日間休校いたし候間此段廣告す
麻布東鳥居坂
私立　東洋英和女學校

小生義學術研究ニ付報スル
明治廿二年一月廿四日